

議会運営委員会 送付26-26

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例改正を求める陳情について

受付年月日 平成26年9月16日

陳 情 者

## 陳情書

(趣旨)

千代田区は議会が政務調査研究費(現在は政務活動費)の交付に関する条例を提案・制定しています。議会が主体となって条例を制定する理由に

1. 区民等の意見を踏まえた制度改善、見直しが適宜行えること。
2. 公文書の開示請求があった場合、区議会の情報公開条例に基づき、迅速に対応できるとあります。

最近、地方議会で政務活動費の不正使用が話題となり、さらに千代田区議会も平成 23 年度の政務調査研究費の使い方を不服として区民が住民訴訟を起しています。議会で決めたルールは、「透明性の確保」を義務とし、領収書の添付や審査会を設置していますが、有権者から訴訟を起こされているということは、「妥当性の確保」がなされていないこととなります。いくら使ったかを明確にすること「透明性の確保」とその使途が妥当なものかどうか「妥当性の確保」はつながっていないわけです。議会自ら決めたルールである『使途基準』に照らし合わせて政務活動費が使われているはずですが、審査会で使われ方の中で妥当でない、疑惑があると指摘されている部分も多くあります。さらに審査会の指摘の効力がなく、監査委員会の機能が有権者から見れば、甘いと思われる現状があります。政務活動費が「第二の議員報酬」とならぬよう、目的・範囲をより明確にし、有権者が納得する使途の「妥当性の確保」についても法的な担保を加える事が不可欠です。政務活動費の運用は、住民が納得するかどうかのポイントであり、議長の責任を明確にしておく必要があります。

悪しき慣習がはびこらないよう、政務活動費のあり方を何のため、誰のための制度なのか、その本質を改めて考えていただく時がきました。

条例制定の理由にあった「区民の意見を踏まえた制度改善が行える」はずですから、是非、政務活動費の交付に関する条例の改正をお願いしたく存じます。

改正にあたり具体的に下記の様な点で、ご協議していただきたくお願いします。

改正してほしい点

- ①交付権者：首長であることを明記する。
- ②透明性の確保：領収書がホームページ上で公開され、閲覧できるシステムの構築。
- ③交付の仕方：前払いではなく、使った分を後日清算する方式にする。
- ④妥当性の確保：審査会の指摘を無視した改善の見られない使い方、使途基準に違反した使い方に罰則規定(ペナルティー)を課す。領収書の添付の他に、理由の明記・報告書・成果物の添付を義務付ける。特に視察研修費に関しては、視察の行程や写真、資料を添付し、議会での提案や議員の区政報告書で区民に成果を知らせる。
- ⑤使途基準の見直し：会議費で計上される「懇親会」「新年会」「祝賀会」などの名目でおこなわれる会合はアルコールを伴う飲食が提供されることが多い。こうした会合を「区政における政務活動を目的とする会合」とは認めがたい。会議費では飲食を伴う会の会費は計上を認めない。
- ⑥議員の意識改革：各会派、各議員によって使途基準の捉え方がまちまちであってはならないので、定期的に政務活動費に関する研修や研究会などを行う。

平成26年9月16日

千代田区議会議長 鳴崎 秀彦 殿